

特許法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第 条関係）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（提出書面の省略）</p> <p>第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、<u>特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。）、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條第二項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。</u></p> <p>2 他の事件（<u>実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。</u>）について既に特許庁に証明書を提出した者は、<u>特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。）、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條第二項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段に規定する</u></p> | <p>（提出書面の省略）</p> <p>第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、<u>第四条の三から第七條まで、第八条第一項、第九條第四項又は第二十七條の二第一項に規定する</u></p> <p>2 他の事件について既に特許庁に証明書を提出した者は、<u>第四条の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、<b>前項又は第二十七條の二第一項</b>に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることが</u></p> |

いてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

(情報の提供)

第十三条の二 出願公開があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願公開がされた特許出願が次の各号の一に該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該出願公開がされた特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

一 その特許出願(特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。)の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないこと。

二・三 (略)

四 その特許出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

2  
4 (略)

(特許請求の範囲の様式)

第二十四条の四 願書に添付すべき特許請求の範囲は、様式第二十九の二により作成しなければならない。

(要約書の記載)

第二十五条の二 特許法第三十六条第七項に規定する経済産業省

(情報の提供)

第十三条の二 出願公開があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願公開がされた特許出願が次の各号の一に該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該出願公開がされた特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

一 その特許出願(特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第八十四条の四第一項の外国語特許出願及び同法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたものを除く。)の願書に添付した明細書又は図面についてした補正が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないこと。

二・三 (略)

四 その特許出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内でないこと。

2  
4 (略)

(要約書の記載)

第二十五条の二 特許法第三十六条第七項に規定する経済産業省

令で定める事項は、出願公開又は同法第六十六条第三項に規定する特許公報への掲載の際に、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要と共に特許公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。

(外国語書面の様式)

第二十五条の五 特許法第三十六条の二第一項の外国語書面のうち明細書は様式第三十一の二により、特許請求の範囲は様式第三十一の二の二により、図面は様式第三十一の三により作成しなければならない。

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 (略)

2 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文のうち、明細書に係るものは様式第三十一の六により、特許請求の範囲に係るものは様式第三十一の六の二により、図面に係るものは様式第三十一の七により作成しなければならない。

3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列(以下この条において「配列」という。)を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書(特許法第三十六条の二第四項の規定により明細書とみなされる外国語書面)(特許請求の範囲及び図面を除く。)の翻訳文を含む。以下この条において同じ。( )に記載しなければならない。

2 6 (略)

(特許出願の分割をする場合の補正)

第三十条 特許法第四十四条第一項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付し

令で定める事項は、出願公開又は同法第六十六条第三項に規定する特許公報への掲載の際に、明細書又は図面に記載した発明の概要と共に特許公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。

(外国語書面の様式)

第二十五条の五 特許法第三十六条の二第一項の外国語書面のうち図面以外のものは様式第三十一の二により、図面は様式第三十一の三により作成しなければならない

(翻訳文の様式等)

第二十五条の七 (略)

2 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文のうち、図面に係るもの以外のものは様式第三十一の六により、図面に係るものは様式第三十一の七により作成しなければならない。

3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列(以下この条において「配列」という。)を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書(特許法第三十六条の二第四項の規定により明細書とみなされる外国語書面)(図面を除く。)の翻訳文を含む。以下この条において同じ。( )に記載しなければならない。

2 6 (略)

(特許出願の分割をする場合の補正)

第三十条 特許法第四十四条第一項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの特許出願の願書に添付し

た明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 特許法第八十四条の四第一項若しくは第二項又は第八十四条の二十第二項の翻訳文は、様式第五十一又は様式第五十一の二、様式第五十一の二、様式第五十一の三及び様式第五十一の四により作成しなければならない。

2 (略)

た明細書または図面を補正する必要があるときは、もとの特許出願の願書に添付した明細書または図面の補正は、新たな特許出願と同時にしなければならない。

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 特許法第八十四条の四第一項若しくは第二項又は第八十四条の二十第二項の翻訳文は、様式第五十一又は様式第五十一の二、様式第五十一の三及び様式第五十一の四により作成しなければならない。

2 (略)

(書面の援用の特例)

第三十八条の十四 国際特許出願及び特許法第八十四条の二十第一項の申出についての第三十一条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「特許協力条約に基づく規則17.1(a)」*Utano*。

(国際特許出願等についての優先権書類の提出)

第三十八条の十四 (略)

2 (略)

(審査の規定の準用)

第四十五条の四 第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、特許法第二百二十条の四第二項の訂正の請求に準用する。

(審査の規定等の準用)

第五十条の十五 (略)

2 第二十四条、第二十四条の四、第二十五条及び第四十五条の三第一項の規定は、特許法第二百二十六条第一項の審判又は同法

(審査の規定の準用)

第五十条の十五 (略)

2 第二十四条、第二十五条及び第四十五条の三第一項の規定は、特許法第二百二十六条第一項の審判又は同法第三十四条第二

第三百二十四条第二項の訂正の請求に準用する。

3 (略)

(特許証)

第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

一 四 (略)

五 特許権の設定の登録があつた旨又は願書に添付した明細書  
、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若し  
くは審決が確定した場合において、その登録があつた旨

六 (略)

(資力に乏しい個人の要件)

第七十条 特許法施行令第十四条第一号口及び八並びに特許法等  
関係手数料令第一条の二第一号口及び八の規定による所得の算  
定は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三条から  
第三十五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所  
得の金額を合計することにより行うものとする。

2 3 (略)

項の訂正の請求に準用する。

3 (略)

(特許証)

第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

一 四 (略)

五 特許権の設定の登録があつた旨又は願書に添付した明細書  
若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定し  
た場合において、その登録があつた旨

六 (略)

(資力に乏しい個人の要件)

第七十条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十四条  
第一号口及び八並びに特許法等関係手数料令(昭和三十五年政  
令第二十号)第一条の二第一号口及び八の規定による所得の算  
定は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三条から  
第三十五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所  
得の金額を合計することにより行うものとする。

2 3 (略)

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（実用新案登録請求の範囲の様式）<br/> <u>第四条の二 願書に添付すべき実用新案登録請求の範囲は、様式第三の二により作成しなければならない。</u></p> <p>（要約書の記載）<br/>         第六条 実用新案法第五条第七項に規定する経済産業省令で定める事項は、同法第十四条第一項に規定する実用新案掲載公報への掲載の際に、明細書、<u>実用新案登録請求の範囲</u>又は図面に記載した考案の概要と共に実用新案公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。</p> <p>（刊行物等の提出）<br/>         第二十二条 何人も、特許庁長官に対し、実用新案登録出願又は実用新案登録に関し刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、<u>実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲</u>若しくは図面の写し（次項において「刊行物等」という。）を提出することができる。<br/>         2・3 （略）</p> <p>（特許法施行規則の準用）<br/>         第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条の二並びに第十三条の二の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは「十六 再審の請求</p> | <p>（要約書の記載）<br/>         第六条 実用新案法第五条第七項に規定する経済産業省令で定める事項は、同法第十四条第一項に規定する実用新案掲載公報への掲載の際に、明細書又は図面に記載した考案の概要と共に実用新案公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。</p> <p>（刊行物等の提出）<br/>         第二十二条 何人も、特許庁長官に対し、実用新案登録出願又は実用新案登録に関し刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書若しくは図面の写し（次項において「刊行物等」という。）を提出することができる。<br/>         2・3 （略）</p> <p>（特許法施行規則の準用）<br/>         第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条の二並びに第十三条の二の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは「十六 再審の請求</p> |

十六の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手續」とあるのは、六 第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手續」とあるのは、六の二 実用新案法第十二条第一項の六の三 第二十二條第一項の規定による物件の受取の手續による実用新案技術評価書の請求の刊行物等の提出

と、第十条中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四条第二項」と、「第一条の三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項」と、「この規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四條、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項前段」とあるのは「実用新案法施行令第四条第二項」と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

9 | 12 (略)

十六の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手續」とあるのは、六 第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手續」とあるのは、六の二 実用新案法第十二条第一項の六の三 第二十二條第一項の規定による物件の受取の手續による実用新案技術評価書の請求の刊行物等の提出

と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

10 | 13 (略)

2 | 8 (略)  
9 | 特許法施行規則第三十八条の十四及び第三十八条の十四の二（書面の援用の特例、国際特許出願等についての優先権書類の提出）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願及び同法第四十八条の十六第一項の申出に準用する。

改 正 案

現 行

（提出書面の省略）  
 第九条（略）

2 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願について提出した証明書であつて**第十九条第一項**において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の三から第七条まで**又は第八条第一項**の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 4（略）

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二並びに第十三条の二を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「並びに意匠法第四十六条第一項及び第四十七条第一項」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」

（提出書面の省略）  
 第九条（略）

2 意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願について提出した証明書であつて**第二十一条第一項、第二十八条第一項**において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の三から第七条までの規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 4（略）

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二並びに第十三条の二を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「並びに意匠法第四十六条第一項及び第四十七条第一項」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「特許法第二百一十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」

と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四條第三項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項、特許法等關係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第二項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八條第三項前段」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等關係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第二項若しくは第二項前段、第二十七條の二第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八條第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八條第三項前段」と、第十一条の四中「様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十一、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十二條第一項に規定する様式第十八若し

と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十二條第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九條第二項において準用する特許法施行規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七第二項に規定する様式第六十

くは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「特許法第二百一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と、第十四条第二項中「同法第二百一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、[第二十七条の三](#)

[三第一項](#)、第二十七条の四、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「意匠法

五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「特許法第二百一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と、第十四条第二項中「同法第二百一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、[第二十七条の三](#)

[三](#)、第二十七条の四、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「意匠法第六十

第六十七条第五項」と、同項中「同法第一百七条第四項」とあるのは、「意匠法第四十二条第四項」と読み替えるものとする。

3  
7 (略)

別表第一(第七条関係)

(表略)

別表第二(第八条関係)

(表略)

七条第五項」と、同項中「同法第一百七条第四項」とあるのは、「意匠法第四十二条第四項」と読み替えるものとする。

3  
7 (略)

別表第一(第六条関係)

(表略)

別表第二(第七条関係)

(表略)

改正案

現行

（特許法施行規則等の準用）  
 第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一号、第十一号の二、第十二条並びに第十三条の二を除く。）  
並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八号まで、第九条の二から第十号まで、第十一条の三から第十一条の五まで、第十三条から第十七号までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八号まで、第九条の二から第十号まで、第十一条の三から第十一条の五まで、第十三条から第十七号までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び特許法第二百一十一條第一項」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」と、「同法第八十八條第三項」とあるのは、「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行規則第四条

（特許法施行規則等の準用）  
 第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一号、第十一号の二、第十二条並びに第十三条の二を除く。）  
並びに第二十七條の三の三、第二十八條の二及び第二十八條の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条から第八号まで、第九条の二から第十号まで、第十一条の三から第十一条の五まで、第十三条から第十七号までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八号まで、第九条の二から第十号まで、第十一条の三から第十一条の五まで、第十三条から第十七号までの規定に限る。）」に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び特許法第二百一十一條第一項」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）」及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」と、「同法第八十八條第三項」とあるのは「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行規則第四条の三第

の三第一項中、「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは、「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは、五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請  
五の三 書換登録の申請」

に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る。）  
新登録の出願  
と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは、「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項」とあるのは、「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十

一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは、「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは、五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請  
五の三 書換登録の申請」

品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る。）  
と、  
特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは、「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は特許法第二百一十一条第一項」とあるのは、「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項にお

三条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び特許法第二百一十一条第一項」とあるのは商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五条第一項（同法施行規則第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「商標法第七条第三項若しくは第九条第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様

いて準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び特許法第二百一十一条第一項」とあるのは商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十条中「又は第二十七条の二第一項」とあるのは「商標法第七条第三項又は同法施行規則第二十条第二項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同規則第九条の二第二項に規定

式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十二の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同規則第九條の二第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは第六十二

する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の六、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は特許法第二百一十一條第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十三條第四項中「特許法第二百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十四條第二項中「同法第二百一十一條第一項」とあるのは「商標法

条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は特許法第二百一十一條第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第十三條第四項中「特許法第二百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第十四條第二項中「同法第二百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）」と、同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第二の備考ニ中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」と、特許法施行規則第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 特許法施行規則第二十六條第二項、第二十七條、第二十七條

第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則第二の備考ニ中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 特許法施行規則第二十六條第二項、第二十七條、第二十七條

5  
11  
(略)

の四、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは、「商標法第七十六条第五項」と、同項中「同法第一百七条第四項」とあるのは、「商標法第四十条第五項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書」特許請求の範囲又は「図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

5  
11  
(略)

の四、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは、「商標法第七十六条第五項」と、同項中「同法第一百七条第四項」とあるのは、「商標法第四十条第五項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出</p> <p>二 二十五（略）</p> <p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）</p> <p>第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下、「日本工業規格」という。）X〇二〇八号（平成九年）（情報交換用漢字符号系。以下、「日本工業規格X〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。</p> <p>（見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式）</p> <p>第四十条（略）</p> | <p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等（商標権の存続期間の更新登録の申請をする者が更新登録の申請と同時に納付するものを除く。）又は手数料の納付に際しての申出</p> <p>二 二十五（略）</p> <p>（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）</p> <p>第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下、「日本工業規格」という。）X〇二〇八号（昭和五十八年）（情報交換用漢字符号系。以下、「日本工業規格X〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。</p> <p>（見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式）</p> <p>第四十条（略）</p> |

一〇八（略）

2 法第十五条第一項の規定による実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料の納付に際しての申出は、手続に係る書面に、見込額から納付する旨、予納台帳番号及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしななければならない。

一〇八（略）

2 法第十五条第一項の規定による実用新案登録出願若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料又は手数料の納付に際しての申出は、手続に係る書面に、見込額から納付する旨、予納台帳番号及び納付しようとする登録料又は手数料の額を記載することによりしななければならない。

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（特許権の設定の登録の方法）<br/>第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合において、特許出願の願書又は特許法第三十四条第四項若しくは第五項の規定による届出書に特許法施行規則第二十七条第一項又は第二項に規定する事実が記載されているときは、甲区にその事実を記録しなければならない。</p> <p>（明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録の方法）<br/>第三十一条 特許異議の申立てについての確定した決定、特許法第二百二十三条第一項若しくは第二百二十六条第一項の審判又はこれらの確定した決定若しくは確定審決に対する再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録をする場合において、特許発明の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。</p> <p>2（略）</p> | <p>（特許権の設定の登録の方法）<br/>第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合において、特許出願の願書又は特許法第三十四条第四項若しくは第五項の規定による届出書に特許法施行規則第二十七条第一項に規定する事実が記載されているときは、甲区にその事実を記録しなければならない。</p> <p>（明細書又は図面の訂正の登録の方法）<br/>第三十一条 特許異議の申立てについての確定した決定、特許法第二百二十三条第一項若しくは第二百二十六条第一項の審判又はこれらの確定した決定若しくは確定審決に対する再審による明細書又は図面の訂正の登録をする場合において、特許発明の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。</p> <p>2（略）</p> |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(納付)<br/>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならぬ。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録出願に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求を意匠登録願の提出により同時に行う場合、<u>手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）</u>、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第二項、意匠登録令施行（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第二項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面とする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付</p> | <p>(納付)<br/>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならぬ。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録出願に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求を意匠登録出願の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第二項、意匠登録令施行（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第二項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面とする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一つの納付書により納付しなければならない。</p> |

に係る工業所有権の手数料等を一つの納付書により納付しなければならぬ。